

令和8年度 第1回杵築市農業委員会総会議事録

令和8年4月8日 水曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を 杵築十王教育文化会館 2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋雄蔵	2番	長友礼子	3番	藤原洋三
4番	小野弘文	5番	田坂圭司	6番	阿部正俊
7番	古宮輝美	8番	永野恵	9番	河野秀徳
10番	岩尾一也	11番	藤松美潮	12番	廣石良幸
13番	松田司	14番	木村房雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

河村全明	緒方幸茂	王藤健司	川野勝彦	杉本幸雄
片岡正子	藤崎公德	荒巻良直	三浦政己	川崎孝子
古宮政俊	加藤定一	甲斐義信	伊藤美生	宮本達夫
豊田健二	野田由紀	三浦真治		

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	安只邦盛	次長兼農地・管理係長	深田啓介
農地・管理係主査	梶原由紀子	農地・管理係主任	加藤翼

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第	1 号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について
議案第	2 号	農地法第3の申請について
議案第	3 号	農地法第4条の申請について
議案第	4 号	農地法第5条の申請について
議案第	5 号	非農地証明願いについて
議案第	6 号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
議案第	7 号	農地利用最適化推進委員辞職願に係る同意について
報告第	1 号	令和7年度農地賃借料情報の公表について
報告第	2 号	農地法第18条第6項の規定による賃貸借権並びに 使用貸借権の解約受理について（合意解約）

議長	それでは、令和８年度第１回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(９ ： ３５ 開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第１３条第２項の規定により、１３番、松田司委員、２番、長友礼子委員の両委員を指名いたします。続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より深田次長並びに梶原主査を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第１号から議案第７号までの７議案１８件と報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第１号」「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
安只局長	事務局長の安只です。 この議案については、局長の私より提案させていただきます。 「議案第１号」「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について」を、ご説明申し上げます。 この議案は、令和元年度に、農業委員による農地法違反等に関する不祥事が多発したことを受け、全国農業会議所において農業委員会組織全体の問題として不祥事の再発防止の取組の徹底を図るうえで、農業委員会としての意思を表明するため（これは、委員、職員含めてであります。）、１年に１回以上実施するとの取組によるものであります。 では、提案します。 農業委員会の法令順守の申し合わせ決議（案）について、私達農業委員、農地活用推進委員は農業者の公的な代表委員である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。 １．農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第３１条の議事参与の制限、同第３３条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。 ２．農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。 以上を提案します。
議長	只今、「議案第１号」について、事務局から説明がありましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	ありません
議長	お諮りいたします。「議案第１号」については、これを採択することにご異議ございませんか。採択される方は拍手をお願いします。
各委員	拍手多数
議長	拍手多数でありますので、「議案第１号」については、採択することに決めます。

議長	次に「議案第２号」「農地法第３条の申請について」を議題といたします。１番について、事務局の説明を求めます。
加藤主任	事務局の加藤です。よろしくお願いします。 議案書２ページをお開きください。 「議案第２号」 農地法第３条の申請について、農地法第３条第１項及び同法施行令第１条により、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求める。 番号１番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、７１歳。譲受人、■■市、■■■■、４６歳。申請の土地、■■■■、地番■■■■、地目、台帳現況ともに畑、地積５,３３９㎡、合計１筆の５,３３９㎡。譲受人の経営面積はありません。理由は、管理が困難、相手方の要望です。 以上です。
議長	１番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■委員	農業委員の■■さんと農地の立ち合いを行いました。譲渡人は管理が困難になった。譲受人はいちじく、レモンなどを植えて経営している■■の■■■■に出したい。ゆくゆくはいちじく狩り等を考えている。５０ａほど面積があるので、余ったものはＪＡやＡコープ等を通して販売したい等の意向があり、営農計画書もあります。
議長	１番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■委員	土地は■■■■にある■■■■の横です。土地が広く、レモンといちじくを栽培したいという意向です。関連する農機具も多く持っているようなので、問題ないと思います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
加藤主任	許可基準です。今回、管理が困難な譲渡人と、申請地の隣地で飲食店（■■■■）を営む譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。譲受人は、取得後、レモンやいちじくの植栽を行います。年々、栽培面積を増やしていき、収穫時には妻と共に作業を行うことや、新たな従事者の確保の計画、また収穫物を自ら経営する飲食店でも提供する計画、独自の販路を模索しているなど、農業・経営に意欲的であり、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないと判断されます。許可条件ですが、Ａ４の許可基準一覧をご覧ください。番号１番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第３条第２項に規定される農地取得について、不許可の要件のいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 また、墓地及び地域計画についても確認しました。 以上です。
議長	次に、２番について、事務局の説明を求めます。
加藤主任	番号２番、申請人、譲渡人、■■■■県、被相続人 亡 ■■■■の相続財産管理人 弁護士■■■■。譲受人、杵築■■■■区、■■■■、６６歳。申請の土地、大字■■■■、地番■■■■番■■■■、地目、台帳現況ともに田、地積６８５㎡、合計１筆の６８５㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて１０７．９アール。理由は、管理が困難、相手方の要望です。 以上です。
議長	２番について、■■■■農地委員より説明願います。

委員	2月17日に委員と事務局2人と現地を確認しました。現在は法人組合が管理している状態です。譲渡人が県外であり、管理不可であるため、譲受人に任せたいという意向でした。 現在はが活用しており、譲受人も同組織の一員であるため、問題ないと思われます。
議長	2番について、農業委員より説明願います。
委員	委員の説明のとおり、の管理している土地であり、さんともに作業できるということで、問題ないと思われます。この土地が購入されないまま地主不在となってしまうため、今回の取引は適正なものと思われます。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
加藤主任	許可基準です。今回、亡氏の相続財産管理人となった弁護士の譲渡人と、申請地周辺農地及び今回の申請地を耕作している広に所属する譲受人との間で、贈与の話がまとまったため申請となりました。譲受人は別の農地においても柑橘類を栽培しており、取得後は、引き続き水稻を耕作していくことから、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないと判断されます。許可条件ですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号2番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件のいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 また、墓地及び地域計画についても確認しました。 以上です。
議長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
加藤主任	番号3番、申請人、譲渡人、区、区、79歳。譲受人、区、代表取締役、設立14年。申請の土地、地番番、地目、台帳現況ともに田、地積433㎡、他15筆。合計16筆の15,084㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて202.9アール。理由は、経営する会社への所有権移転、経営の一本化です。 以上です。
議長	3番について、農地委員より説明願います。
委員	3月19日、氏と委員と事務局2人で現地立ち合いを行いました。広域的に土地を持っている人で、付近・地区・地区と広範囲で土地をもっています。氏は後継者の息子がいますが、今後の展望がまだ確定していないため、第三者継承も見据えた安全策として会社に渡すようです。他、特に問題はないように思えます。
議長	3番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	さんは今後、息子を会社の後継者にする意向があり、それも考慮して会社に土地を渡すようです。現在農業施設が建っている土地も会社名義になっていないところがあり、今後も継続的に会社名義に変更をかけていく予定のようです。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
加藤主任	許可基準です。今回、譲渡人が代表を務める会社に、所有権を移転することで経営の一本化を図るため、申請となりました。取得後は、引き続き、ホオズキ、七草を栽培していくことから、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないと判断されます。許可条件ですが、

	A 4 の許可基準一覧をご覧ください。番号 3 番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、■■■■ 代表取締役 ■■■■ の農地法第 3 条第 2 項に規定される農地取得について、不許可の要件のいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 また、墓地及び地域計画についても確認しました。 以上です。
議長	次に、4 番について、事務局の説明を求めます。
加藤主任	番号 4 番、申請人、譲渡人、■■■■ 区、■■■■、9 8 歳。譲受人、■■市、■■■■、7 4 歳。申請の土地、■■■■、地番■■■■番、地目、台帳現況ともに田、地積 2 6 0 m²、他 1 筆、合計 2 筆の 3, 5 0 6 m²。譲受人の経営面積は、田畑合わせて 3 5. 0 アール。理由は、子への贈与、親からの受贈です。 以上です。
議長	4 番について、■■■■ 農業委員より説明願います。
■■■■ 委員	場所は先ほどの■■■■の付近にあります。■■■■氏の土地は私が耕作していた土地ですが、譲受人の■■■■氏より、親が高齢であるため土地の名義を切り替えている最中であり、これを機に■■■■氏が栽培管理したいとの意向があり、私から■■■■氏に管理をお返しします。問題ないかと思います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
加藤主任	許可基準です。今回、親子間で贈与の話がまとまったため申請となりました。譲受人は市外在住ですが、実家の目の前が今回の申請地であり、共に耕作するも者も申請地周辺にあり、取得後も、これまでどおり水稻を耕作することから、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないと判断されます。許可条件ですが、A 4 の許可基準一覧をご覧ください。番号 4 番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第 3 条第 2 項に規定される農地取得について、不許可の要件のいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 また、墓地及び地域計画についても確認しました。 以上です。
議長	只今、「議案第 2 号」について、事務局の説明及び地区担当委員より意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	ありません
議長	お諮りいたします。「議案第 2 号」については、農地法第 3 条第 1 項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	ありません
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第 2 号」については、これを許可することに決します。
議長	次に、「議案第 3 号」「農地法第 4 条の申請について」を議題といたします。1 番について、事務局の説明を求めます。
梶原主査	事務局の梶原です。よろしくお願いします。 議案書 4 ページをお開きください。

	議案第3号 農地法第4条の申請について 農地法第4条第1項により、下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を求める。 番号1番、申請者、〇〇市、〇〇〇〇、65歳、無職。申請の土地、大字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目、畑、地積199㎡、合計1筆の199㎡。申請内容、進入路用地として。申請理由、宅地の進入路として利用している里道が狭く不便なため、申請地に碎石を敷いて拡幅したい。こちらは第2種農地です。 以上です。
議長	1番について、〇〇〇〇農地委員より説明願います。
〇〇委員	〇〇委員と事務局2名と現地確認を行いました。目的としては、里道の拡幅工事です。里道拡幅については隣接地の放牧地の利用者がおり、建設課の確認もとれておりますので、問題ありません。
議長	1番について、〇〇〇〇農業委員よりご意見があればお願いします。
〇〇委員	現況里道があるが、普通車だと両サイドに当たりそうな程度の幅であり、拡幅したいという希望でした。問題ないかと思います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
梶原主査	土地所有者の〇〇さんは、令和3年に相続により申請地を取得しています。転用の目的は、実家の進入路として利用している里道が狭く通行しづらいことから、申請地を進入路拡幅のために造成することです。 まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから「第2種農地」と判断されます。「第2種農地」は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。本件はすでに進入路として利用している道の拡張であり、隣接している当該申請地でないと目的が達成できません。また、この土地は農用地区域内農地から除外済みであり、地域計画内農地からも変更済みであることを確認しております。 次に、一般基準です。申請地の北側は宅地、東側は畑及び宅地、西側は公衆用道路、南側は公衆用道路及び宅地にそれぞれ接しており、今回の転用に関して隣接する農地の土地所有者は転用者本人であるため、周辺の営農に問題はありません。土地利用計画につきましては、通行の支障となる樹木の伐採工事後、碎石を敷いて造成する計画で、現状の里道の形状は変えず、自己所有地のみ施工することを、管理者である杵築市建設課に協議済みです。工事期間は、令和8年5月1日から令和8年9月1日までの約4ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。排水計画につきましては、これまで通り西側の市道側溝に接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。資金計画につきましては、自己資金で賄うようです。残高証明書が添付されており、資力について確認しております。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	只今、「議案第3号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。

緒方委員	地番[]は今回分筆した土地ですか？
梶原主査	はい、後ほど5条関係であります。この土地のもう片側にある土地が3,000㎡以上の案件で5条申請がありました。同じ所有者が片側の土地を5条申請で別の企業に転用し、この土地については拡張のため分筆して4条申請をした経緯となります。
緒方委員	ありがとうございます。
議長	お諮りいたします。「議案第3号」については、農地法第4条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議ありません。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第3号」については、これを許可することに決めます。
議長	次に、「議案第4号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
梶原主査	議案書5ページをお開きください。 議案第4号 農地法第5条の申請について。 農地法第5条第1項により下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を求める。 一般転用（所有権の移転）になります。番号1番、申請人、土地所有者、[]市、[]、無職、77歳。転用者、[]区、[]、代表取締役 []、法人、設立27年。申請の土地、大字[]、地番[]、地目、畑、地積710㎡、合計1筆の710㎡。申請内容、宅地分譲用地（2区画）として。申請理由、申請地は遊休農地で今後も耕作の見込みがないことから、宅地分譲用地として整備し、土地の有効利用を図りたい。こちらは第3種農地です。 以上です。
議長	1番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	[]委員と事務局2人と現地立ち合いを行いました。 現況が遊休農地であり、今後も耕作の見込みがないことから、宅地として造成を行う予定のようです。この土地は第3種農地と判断されます。
議長	1番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	[]委員のとおり、現況は遊休農地であり、今後の耕作は見込めない土地でした。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
梶原主査	土地所有者の[]さんは、平成元年に相続により申請地を取得しています。市外在住のため永らく休耕状態となっており管理に困っていましたが、今回、申請地を宅地分譲用地2区画分として造成し、土地の有効利用を図ることでお話がまとまったため申請となりました。 まず、立地基準です。申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第1種中高層住宅専用地域）に定められていることから「第3種農地」と判断されます。「第3種農地」は原則転用許可ができる農地となります。また、この土地が農用地区域外農地・地域計画外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。申請地の北側は公衆用道路、東側、南側、西側は宅地にそれぞれ接しており、隣接する農地は無く、耕作者がいないため、営農上の問題はありません。

	水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。農地法以外には、都市計画法の開発許可申請が必要ですが、現在別府土木事務所に許可申請済みであり、審査後に農地転用許可と同日付けで許可される見込みです。 また、申請地には切土・盛土を行うため盛土規制法の対象となりますが、本開発許可において一緒に審査及び許可されます。資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。 残高証明書が添付されており、資力について確認しております。この番号2番の案件につきましては、面積が3000㎡以上の農地転用となりますので、今回の総会で審議後、4月22日に開催される大分県農業会議の「令和8年度第1回常設審議委員会」の議事として上程し、改めて慎重な審議を受けます。その後、意見等がなければ、県の開発許可兼盛土許可と同日付で農地法第5条許可書を発行するものとなります。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
梶原主査	番号3番、申請者、■■■■県、■■■■、80歳、無職。転用者、■■■■県、■■■■、54歳、自営業。申請の土地、大字■■■■、地番■■■■番、地目、畑、地積214㎡、合計1筆の214㎡。申請内容、植林として。申請理由、申請地に植林を行って、山林として管理したい。こちらは第2種農地です。 以上です。
議長	3番について、 ■■■■ 農地委員より説明願います。
■■■■ 委員	■■■■委員と事務局2人で、3/16に現地立ち合いを行いました。親族の方が説明してくれました。譲受人と譲受人の関係性は甥であり、所有権移転を考えているようです。 北側は山林、南側と西側は宅地、東側は里道を挟んで畑に接しており、隣接農地の所有者に承諾を得ています。排水はこれまでどおり自然浸透し、余剰水は隣接水路に排水します。市街在住であり、水田として農地活用するのが難しく、管理も困難であるため、ツツジ10本を植林し、山林として永久管理をしていきたい。作業は自身で行う予定です。
議長	3番について、 ■■■■ 農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■ 委員	取得者については市街在住ですが、妹が杵築市内に在住しており、その方が概ねの管理を行うのだと思われますので、問題ないかと思われます。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
梶原主査	土地所有者と転用者は叔父と甥の関係です。叔父から甥へ、住宅や周辺の土地を生前贈与することになったため、この機会に、隣接する農地に植林をして、今後は山林として管理していきたいとの相談があり、今回の申請となりました。 まず、立地基準です。同じく「第2種農地」の要件については説明しましたので、詳細は割愛します。代替地の検討も行いましたが、生前贈与された住宅に隣接しており、今後も管理がしやすいことからこの土地に決めたようです。 また、この土地は農用地区域外農地・地域計画外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。申請地の北側は山林、東側は畑、南側は宅地、西側は宅地及び公衆用道路にそれぞれ接しており、隣接する農地の所有者から転用に関する承諾書が添付されており、

	周辺の営農に支障はありません。土地利用計画につきましては、申請地1筆214㎡にヒラドツツジを10本植樹する計画で、工事期間は、令和8年4月10日から令和8年5月31日までの約2ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。排水計画につきましては、敷地内の雨水は自然浸透とし、余剰水は既設の水路に排水することとすることで、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。預貯金通帳の写しが添付されており、資力について確認しております。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	只今、「議案第4号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	ありません
議長	お諮りいたします。「議案第4号」については、農地法第5条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議ありません。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第4号」については、これを許可することに決めます。
議長	次に「議案第5号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
梶原主査	議案書6ページをお開きください。 議案第5号「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。 番号1番、申請者、[]区 []、申請の土地、大字[]、地番[]番、地目、田、地積436㎡、他3筆。合計4筆の1049㎡。 申請地の状況は雑種地で、転用又は耕作放棄された理由は、前所有者の父が、平成13年2月28日付で農地法第4条許可を取得し、[]番、[]番、[]番を資材置場用地として造成したが、地目変更登記を行っていなかった。その際に、許可を得ることなく[]番も造成してしまったとのことです。 以上です。
議長	1番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	[]委員と事務局と現地確認を行いました。現在、バラスが敷かれています。親から相続した土地であります。地目変更していない農地と時効取得した土地をまとめたという意向です。
議長	1番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	説明のとおり問題ないと思います。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	現地を3月19日に、[]農地委員、[]農業委員と確認しました。申請者は、令和7年に相続により申請地を取得しています。 ここで、前のスクリーンをご覧ください。 青く着色してある部分は、土地所有者の父である「[]さん」が平成13年に第4条の許

	可を取って造成された土地です。まだ地目変更登記を行っておらず、登記地目は田のままになっています。そして、緑色部分は、許可を取らないまま一緒に造成してしまった土地です。理由としては、この緑色の■■■■番だけ、平成13年当時、6人の共有名義の土地となっておりました。転用申請する場合、共有者全員の同意が必要となるのですが、県外在住の共有者が数名いたことなど、なんらかの理由で同意が得られなかったものと推測されます。申請が出来ず、許可を取らないまま一緒に造成し、資材置場用地として長らく利用してから、■■■■さんはこの緑色の土地を令和6年に「時効取得」しました。時効取得とは「所有の意思を持って、平穏・公然と、20年間他人のものを占有する」と自分の所有物にできるという、民法で認められた制度です。 この制度を活用し、令和6年に「■■■■さん」ひとりの名義になったのですが、令和7年に亡くなったため、息子の■■■■さんが相続し、現在の状況に至ります。 ラミネートされてある「非農地証明書発行基準一覧表」をご覧ください。申請地の現況は、証明書発行基準第2の2及び2の5に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。今後の予定についてですが、地目変更の後に、土地の有効活用を図るため売却するとのことです。 以上です。
議長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
梶原主査	番号2番、申請者、■■■■区、■■■■、申請の土地、大字■■■■ 地番■■■■番、地目、畑、地積198㎡、外2筆、合計3筆の901㎡。申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、平成13年頃に、農地法の許可を得ることなく桜や梅の木を植樹してしまったとのことです。 以上です。
議長	2番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	■■■■委員と事務局と現地確認を行いました。以前はみかんの畑だったと思われますが、何年も現況のままで推移しているようです。本人も畑としての管理ができないということです。
議長	2番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	山林としての管理は綺麗に行われていました。申請者は高齢ですが、まだ元気なのでしっかり管理してくれると思います。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	現地を3月17日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。申請者は、平成20年に父からの相続で申請地を取得しています。25年ほど前に、農地法を認識しないまま申請地に植樹を行ってしまったとのことで、申請者から始末書が提出されています。申請地の現況は、証明書発行基準第2の5に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。今後の予定についてですが、地目変更の後に、山林として管理するとのことです。 以上です。

議長	只今、「議案第5号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	ありません。
議長	お諮りいたします。「議案第5号」については、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議ありません。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第5号」については、非農地証明書を発行することに決します。
議長	次に、「議案第6号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」の5番及び6番について議題といたします。番号5番及び6番については、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に抵触しますので、 委員には退出していただきたいと思います。
	< 委員、退出 >
議長	それでは事務局の説明を求めます。
加藤主任	議案書8ページをお開きください。 「議案第6号」「農用地利用集積等促進計画(案)」に対する意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画(案)について意見を求める。 議案書8ページをお開き下さい。 まず初めに、番号5番と番号6番について、併せて説明します。番号5番、申請人、貸人、 区、 、65歳。申請の土地、 、地番 番、地目田、地積1,138㎡、他5筆、計6筆、7,039㎡の土地につきましては、公益社団法人 大分県農業農村振興公社 理事長 岡本天津男を通し、番号6番 借人、 区、 、41歳 への貸付となります。耕作作物は水稻です。設定期間は10年新規、借人の経営面積は、田畑合わせて87.6アールです。 以上です。
議長	只今、「議案第6号」の5番及び6番について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	ありません
議長	お諮りいたします。「議案第6号」の5番及び6番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議ありません
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第6号」の5番及び6番については、「意見なし」として報告します。
議長	それでは、「議事参与の制限」が解かれた野田由紀委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。
	< 委員、入室 >
議長	次に、「議案第6号」の1番から4番について議題といたします。事務局の説明を求めます。

加藤主任	それでは議案書7ページをお開き下さい。 番号1番と番号2番について、説明します。番号1番、申請人、貸人、[]区、[]、51歳、申請の土地、大字[]、地番[]、地目田、地積6,474㎡、計1筆、6,474㎡の土地につきましては、公益社団法人 大分県農業農村振興公社 理事長 岡本天津男を通し、番号2番 借人、[]区、[] 代表取締役 []、設立5年への貸付となります。耕作作物は牧草です。設定期間は10年再設定、借人の経営面積は、田畑合わせて930.8アールです。 以上です。 続きまして、番号3番と番号4番について、説明します。番号3番 貸人、[]区、[]、67歳、申請の土地、大字[]、地目、山林、地積1,880㎡の内、1,809㎡、他1筆、合計2筆、計5,856㎡の内、2,776㎡ の土地につきましては、公益社団法人 大分県農業農村振興公社 理事長 岡本天津男を通し、議案書8ページの番号4番、借人、[]区、[] 代表取締役 []への貸付となります。耕作作物はバジルです。設定期間は20年新規、借人の経営面積は、田畑合わせて9.2アールです。 なお、これまで紹介しました案件の、土地及び契約内容の詳細につきましては、議案書9ページから11ページまでの農用地貸付調書に記載していますので、各自でご確認ください。 よって、今回の利用権の設定は、番号1番から番号6番までとなり、貸し手農家数3戸、借り手農家数3戸、公社への貸付は、3件で、9筆、19,369㎡の内、16,289㎡。対しまして、公社からの借入は、3件で、9筆、19,369㎡の内、16,289㎡。合計6件、18筆、38,738㎡の内、32,578㎡が利用権の設定面積です。 以上です。
議長	只今、「議案第6号」の1番から4番について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	ありません。
議長	お諮りいたします。「議案第6号」の1番から4番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議ありません。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第6号」の1番から4番については、「意見なし」として報告します。
議長	次に、「議案第7号」「農地利用最適化推進委員辞職願に係る同意について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
安只局長	それでは、12ページをご覧ください。 「議案第7号」「農地利用最適化推進委員辞職願に係る同意について」を、ご説明申し上げます。 議案提案の前にこれまでの経過について説明します。 大内地区担当の工藤健司委員につきましては、昨年秋ぐらいから体調がすぐれない状態で、治療を行っていますが、改善がみられず、みなさまご存じのとおり1月の総会時から、歩くのもままならない状態となり、総会に車いすで出席し、意見を述べていただいている状況でした。そのような中、令和8年3月6日の総会後に身体の状態が回復しない状況でもあり、現地確認等委

	員活動が困難でご迷惑をおかけするので委員を辞任したいとの申し出がありました。 これを受けまして、会長に本人からの申出を報告し、本人の意思を尊重して令和8年3月31日付で辞職願を受理し、今回の総会に諮ることとなりました。 農業委員会に関する法律では、「第23条 推進委員は、正当な理由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」とあります。 委員会の同意が得られますと、本日付けで辞任となります。今後は、任期の残りが2年間ありますので、委員会の業務執行を考慮し、委員の補充のために通常の選任手続きと同様に推薦、それから募集等の手続きを行うということになります。 それでは、提案します。 議案第7号 農地利用最適化推進委員辞職願に係る同意について、令和8年3月31日付で、下記の委員より、辞職願の提出がありましたので、この取り扱いについて同意を求める。 大内地区担当 工藤 健司 委員 以上です。
議長	只今、「議案第7号」について、事務局の説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	ありません。
議長	お諮りいたします。「議案第7号」については、農業委員会等に関する法律第23条の規定により、同意することにご異議ございませんか。
各委員	異議ありません。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第7号」については、これに同意することに決します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第1号」及び「報告第2号」がありますので、事務局より報告願います。
加藤主任	議案書13ページをお開き下さい。 「報告第1号」「令和7年度農地賃借料情報の公表について」です。 令和7年度中に締結された農地の賃借料情報について、農地法第52条の規定に基づき、調査結果を市のホームページで公表いたします。 「別紙1」をご覧ください。 令和7年1月から令和7年12月までに締結された、農地の賃貸借における、10アール当たりの賃借料水準は、以下の表のとおりです。 この賃借料情報は、平成21年まで制定されていた「標準小作料」とは違い、必ずこの金額で賃貸借を結ばないといけないというのではなく、賃借料を決定する際に、参考として提供するものです。賃借料は対象農地の状況等に合わせ、柔軟に当事者間で設定していただければと思います。 以上です。
加藤主任	続きまして議案書14ページをお開きください。 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の解約受理について。 下記の土地について農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の合意解約が成立したので報告します。

	番号1番の借人、[]区 [] 代表取締役 [] 設立14年が借り入れている土地、大字[]、地目、田、地籍433㎡ 他15筆、合計16筆を 貸人、[]区、[]、79歳に 返還するための合意解約です。貸人、[]氏が農地法第3条申請により、[] 代表取締役 [] 設立14年に所有権を移転するためです。 以上です。
議長	以上をもちまして、令和8年度第1回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	(10 : 40 終了)